

## 岐阜県災害支援ナース派遣実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、大規模自然災害の発生時や新興感染症の発生・まん延時に、岐阜県の要請に基づいて大規模自然災害が発生した地域や新興感染症がまん延した地域（以下「被災地等」という。）へ迅速に出動し、他の救助組織と連携して地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供する災害支援ナース（以下「支援ナース」という。）の派遣に関し、必要な事項を定める。

### （活動範囲）

第2条 支援ナースの活動範囲は、次の各号のとおりとする。

- （1）岐阜県内の被災地等での活動
- （2）岐阜県を越えた協力が必要な場合における、他の都道府県の被災地等での活動

### （活動内容）

第3条 支援ナースは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）を遵守し、被災地等で原則として次の各号のとおり活動することとする。

- （1）大規模自然災害発生時における、被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む。）での、地域住民の健康維持・確保に必要な看護の提供及び看護職員の心身の負担を軽減し支える活動（以下「看護支援活動」という。）
  - （2）新興感染症発生・まん延時における、看護職員の支援が必要な医療機関、社会福祉施設及び宿泊療養施設での看護支援活動
- 2 支援ナースは、通信、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 3 感染症発生時の看護支援活動については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として支援ナースの派遣を実施する場合には、本要綱に定めるもののほか、当該医療措置協定の定めるところによる。

### （協定締結）

第4条 知事は支援ナースが所属し、その派遣の合意を得た医療機関等と支援ナースの派遣に関する協定を締結する。

### （協定締結病院等及び支援ナースのリスト整備）

第5条 知事は、次に掲げるリストを整備するものとする。

- （1）前条の協定を締結した医療機関等（以下「協定締結病院等」という。）のリスト
- （2）厚生労働省医政局が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、支援ナースとして登録された者のうち、協定締結病院等に所属し、派遣可能な者のリスト

### （派遣基準）

第6条 支援ナースの派遣基準は、次の各号のとおりとする。

- （1）被災地等において看護支援活動に対する需要が増大する等、知事はその活動を要すると判断した場合
- （2）国あるいは他都道府県から派遣要請があった場合
- （3）その他、自然災害等の規模及び被災状況に基づき、知事はその活動を要すると判断

した場合

(派遣)

- 第7条 知事は、前条で規定する派遣基準に照らし、支援ナースを派遣し対応することが効果的であると判断したときは、協定締結病院等の管理者等に対し、所属する支援ナースの派遣を要請する。
- 2 協定締結病院等の管理者等は、前項の規定に基づく知事の要請を踏まえ、当該医療機関等の支援ナースの派遣が可能と判断した場合には、速やかに知事に連絡するとともに、知事の指示に従い派遣させる。
- 3 知事は、第1項の規定に基づく要請を行う際には、関係機関と調整のうえ、支援ナースの想定される業務及び現場の状況等の情報を協定締結病院等に伝える。
- 4 知事は、派遣先等と協議を行った結果、派遣の必要がなくなつたと認めるときは、支援ナースの派遣を終了する。
- 5 現場での活動が終了した後、協定締結病院等の管理者等は速やかに看護支援活動の実績を知事に報告する。

(費用負担)

- 第8条 知事は支援ナースの看護支援活動に要した費用を負担するものとし、協定締結病院等はその全部又は一部を知事に請求することができる。
- 2 前項の看護支援活動に要した費用の範囲は、別に定める。

(保険への加入)

- 第9条 知事は、支援ナースの看護支援活動に伴う事故等に対応するための必要な保険に加入するものとする。

(研修等)

- 第10条 知事は、支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努める。

(県看護協会への委託)

- 第11条 知事は、支援ナースの看護支援活動の実施に関して必要な事項を県看護協会に委託することができる。
- 2 前項のため、知事と県看護協会は協定を締結する。

(その他)

- 第12条 その他支援ナースに係る事項については、別途知事が定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から運用する。